

令和元年十二月十三日受領  
答弁第一二二六号

内閣衆質二〇〇第一二二六号

令和元年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員大河原雅子君提出照射牛生レバーの殺菌と安全性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員大河原雅子君提出照射牛生レバーの殺菌と安全性に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

なお、牛肝臓及び豚の食肉の生食については、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づく食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）において禁止しているところである。

二について

御指摘の「実測の数値」については、平成二十五年度から平成二十七年度までの厚生労働科学研究費補助金による「畜産食品の安全性確保に関する研究」（以下「畜産食品の安全性確保に関する研究」という。）及び平成二十八年度から平成三十年年度までの同補助金による「畜産食品の生物学的ハザードとその低減手法に関する研究」（以下「畜産食品の生物学的ハザードとその低減手法に関する研究」という。）という。の分担研究報告書において、具体的な数値は記載されていない。

二の二及び二の五について

お尋ねの「確認実験」及び「評価」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、平成二十九年度の畜産食品の生物学的ハザードとその低減手法に関する研究において、御指摘の「回帰直線から推定した」後に、E.coli O157及びSalmonellaを接種した牛肝臓に対して放射線照射を行った際に菌数が低減するかどうかの実験が行われ、推定の範囲内であることが確認されたと承知している。

二の三について

御指摘の「先行研究」については、畜産食品の安全性確保に関する研究の平成二十五年度及び平成二十七年の分担研究報告書として公表されている。また、お尋ねの「実測値」の具体的な数値については把握していない。

二の四について

御指摘の「サンプル数は十件である」及び「二十数サンプルまで数えることができる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に、平成二十九年度の畜産食品の生物学的ハザードとその低減手法に関する研究におけるE.coli O157及びSalmonellaを接種した牛肝臓に対して放射線照射を行った際に菌

数が低減するかどうかの実験に関する御質問であるとすれば、畜産食品の生物学的ハザードとその低減手法に関する研究の平成二十九年度の分担研究報告書によれば、E.coli O157は八十五件、Salmonellaは約六十件のサンプルを確認できる。また、お尋ねの「十分安全を保証できる妥当な数」及び「科学的に耐えうる方法」かどうかは、今後、専門家の意見を踏まえ適切に判断すべきものと考えている。

## 二の六について

お尋ねの「予測信頼区間」については、日本産業規格における予測区間と同義であり、「連続値の母集団から追加的にランダムサンプルを抽出したときに、少なくとも与えられた個数より多くの個数が、所定の信頼率で含まれることが主張可能な変量値の範囲」と定義されていると承知している。また、お尋ねの「予測信頼区間」を求める計算式については把握していない。

## 二の七について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「表」がお尋ねの「図」である。

## 三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「平成二十八年度の「畜産食品の生物学的ハザード

ドとその低減手法に関する研究」で・・・十検体中七検体（七十％）にサルモネラ菌が検出」されたことがお尋ねの「実験結果」である。

四及び五について

現時点において、お尋ねの実験については承知していない。